

やまとたかだ 7

お知らせ版

No.986

街かビズー



高田活活まつり……………	①
なつやすみこども教室……………	②
個人住民税 / 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 ……	③
介護保険のサービスにかかる費用……………	④
第1号被保険者の介護保険料……………	⑤
国民健康保険……………	⑥～⑦
後期高齢者医療制度……………	⑧
福祉医療制度……………	⑨～⑩
ヘルシーライフ……………	⑪～⑫
くらしの案内……………	⑬～⑭
お知らせ BOX……………	⑮～⑯
情報アンテナ……………	⑰～⑱
差別をなくす強調月間行事予定……………	⑲

みんなでなかよく虫歯予防

6月4日は虫歯予防デー。市内の幼稚園では、この日に合わせて歯磨き集会が行われました。

みんな集まって歯磨きの大切さについて学び、お菓子を食べた後に、実際に歯を磨きました。お菓子が口の中に残らないように、鏡で口の中を確認しながら、ゆっくりと時間をかけて磨きます。

「なかなかとれへん!」、「きれいになった!」など、いろいろな声が聞こえます。歯を磨いた後は、口をすすいで、きれいになっているか最終確認。お隣さんときれいになった歯を見せ合いました。みんな上手に磨けましたね。

虫歯にならないように、お家でもしっかり磨いてね。

〔平成29年6月1日撮影：菅原幼稚園〕





高田活まつり

▷とき **7月29日(土)～30日(日)**

▷ところ **さざんかホールおよび周辺公園一帯**

※駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。
※大雨・洪水・暴風の「警報」が発令されたときは、中止します。

◎商連サマーフェスティバル

29日(土)・30日(日) 午後5時～9時

- 昔なつかしゲーム(輪投げ、かたぬき、ヨーヨーつり、コインゲーム他)
- ビアガーデン
- 世界の味めぐり(タコス、唐揚げ、焼き鳥、フランクフルト他)

◎サマーパーク'17 (大和高田商工会議所青年部)

さざんかホール北側

29日(土)・30日(日) 午後5時～9時

- 駄菓子店など子ども向けブース

◎地元市 さざんかホール北側

29日(土)・30日(日) 午後5時～9時

◎商店街の元気市 さざんかストリート

29日(土)・30日(日) 午後5時～9時

- 天神橋筋商店街(あてもん横丁、ミニガレッジセール、天神地蔵尊特別開帳、リサイクルショップ)

◎パフォーマンス さざんかホール玄関前(予定)

市立高田商業高校アカペラ、南京玉すだれ、フラダンス、よさこい踊り

◎高田美術協会展

7月21日(金)～23日(日) 午前9時～午後5時

※23日(日)は、午後4時まで

◎大和高田市PTA協議会

「子ども夢街道」

29日(土) 午後6時～8時30分



〔産業振興課 内線265〕

大和高田市市制70周年記念教育講演会 夏井いつき句会ライブ

～人に寄り添う豊かな言葉を～



▷とき 8月5日(土)

午後1時開場 午後1時30分開演
参加無料

▷ところ さざんか大ホール

※さざんかホールには、駐車場がありません。JR
高田駅西側駐車場を利用してください。

▷主催 大和高田市人権教育推進協議会

▷共催 大和高田市啓発推進本部、大和高田市教育
委員会、大和高田市人権教育研究会

■夏井いつきさんプロフィール



1957年生まれ。愛媛県松山市在住。中学校国語教諭の後、俳人へ転身。平成27年5月「俳都松山大使」に就任。TBS「プレバト!!!」俳句コーナー、「NHK俳句」第3週選者で出演中。

〔人権施策課 内線276〕

高田の自然を 発見しよう

▷とき 8月20日(日) 午前9時30分～11時30分

▷ところ 築山公園(雨天の場合は、総合福祉会館
に午前9時30分集合)

▷内容 野鳥とセミの観察

▷定員 30組(小学生の子どもと、その保護者)

▷申込方法 7月5日(火)から、電話で下記へ。

(受付:平日 午前9時～午後5時)

※定員になり次第締め切り

▷持ち物 筆記用具、帽子、水筒、タオル、雨具、虫
除けスプレー、軍手、双眼鏡・オペラグ
ラス(持っている人のみ)

▷服装 長袖、長ズボン、運動靴

※蜂よけのため、黒の服装は控えてください。

※築山公園周辺には駐車場がありません。総合福
祉会館の駐車場を利用してください。

〔環境衛生課 内線281〕

『なつやすみ子ども教室』中央公民館



「陶芸教室」 どうぶつやコップをつちからつくろう

- ▷とき 7月25日(火) 午前9時30分～11時30分
 ▷講師 上島 伸五さん ▷対象 小学生15名
 ▷参加費 500円
 ▷持ち物 エプロン、タオル、水筒
 ※汚れてもよい服装で。



「クッキング教室」 かんたんなりょうりをたのしくつくろう

- ▷とき 8月29日(火) 午前10時～正午
 ▷講師 佐野 幸代さん ▷対象 小学生15名
 ▷参加費 400円
 ▷持ち物 エプロン、三角巾、水筒、
 持ち帰り用容器



「茶道教室」 おちやのさほうをまなぼう

- ▷とき 7月30日(日) 午前9時30分～11時30分
 ▷講師 吉野 さかえさん ▷参加費 200円
 ▷対象 4歳児～小学6年生15名



「美術教室」 たのしくえをかいてこうさくしよう

- ▷とき 8月4日(金) 午前9時30分～正午
 ▷講師 畔上 八寿男さん
 ▷対象 小学生15名 ▷参加費 300円
 ▷持ち物 鉛筆(HB)、クレヨン、水彩えの具
 セットまたは、水筒
 ※汚れてもよい服装で。



《申込方法》

往復はがき(書き方参照)送付、または所定の申込用紙に官製はがき1枚を添えて、直接中央公民館へ。

●受付期間 7月14日【必着】 午前9時～午後5時
 (土・日曜日受付。月曜日は休館)

所定の申込用紙は中央公民館にあります。

※詳しくは、中央公民館(☎22-1315)へ

《注意》

- 受講は市内在住者のみ。原則、1人1教室のみ。
- グループでの申し込みは、1枚の往復はがきで応募可。その場合、応募者全員の必要事項を記入すること。
- 申込多数の場合は抽選(1枚の往復はがき単位での抽選)。
- 陶芸教室の作品は、8月末に中央公民館で渡します。

往復はがきの書き方

62 往信	635-0096 大和高田市 中央公民館 行	62 返信	受講者の住所 受講者の名前 様	夏休み子ども教室申込 希望教室名 住所 名前(ふりがな) 学校名・学年 電話番号
----------	---------------------------------	----------	-----------------------	---

〔中央公民館 ☎22-1315〕

市立看護専門学校

オープンキャンパス

学内見学や教育課程の説明などをおし、看護学校への理解を深めてみませんか。

- ▷とき 8月3日(木) 午後1時30分～4時30分
 (受付:午後1時～1時20分)



▷ところ 市立看護専門学校(磯野北町1-1)

▷対象 本校入学または、看護学校進学希望の高校3年生および社会人

▷定員 40人程度 ※参加希望者多数の場合は、先着順

▷持ち物 ジャージ、タオル、体育館シューズ、筆記用具

▷申込方法 7月6日(木)から13日(木)【必着】の期間に、往復はがきに必要事項(右記の往復はがきの書き方参照)を書いて、大和高田市立看護専門学校オープンキャンパス係(〒635-0094 磯野北町1-1)へ。

※締切後、1週間程度で全員にはがきを返送します。

往復はがきの書き方

62 往信	635-0094 大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス係	大和高田市磯野北町1番1号	(返信の裏には何も書かないでください)	62 返信	返送先の郵便番号 申し込みをする人の住所 氏名 連絡先	＜記入必要事項＞ 郵便番号 住所 氏名(ふりがな:必ず) 年齢 電話番号 在校名(または出身高校名) ・オープンキャンパスでどんなことを知りたいか。 ・希望する看護体験 第1希望、第2希望 (下記から選んでください)
----------	--	---------------	---------------------	----------	--------------------------------------	--

【希望する看護体験】

- 血圧測定 ● 車椅子移送 ● 体位変換 ● 妊婦体験
- 高齢者体験 ● 沐浴(赤ちゃんのお風呂)

※人数多数の場合、希望に添えない場合があります。

※記入した個人情報、本人の許可なく第三者に提供することはありません。

〔市立看護専門学校 ☎ 53-2901 (内線 5248)〕

個人住民税

公的年金からの特別徴収制度

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」とは、公的年金などの所得金額のみを対象に算出された個人住民税額(市民税・県民税)を、公的年金から「天引き」により徴収することをいいます。

公的年金から「天引き」された税金は、年金保険者(日本年金機構など)が、年金受給者に代わり、本市に直接納入します。地方税法(第321条の7の2)の規定により、公的年金などに係る所得から算出された個人住民税は、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされているので、納税義務者本人の希望により、徴収・納税方法を変更することはできません。

※徴収・納税方法が変わるだけで、税の負担は変わりません。

【平成29年度対象者】

平成29年4月1日現在、満65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金などの所得から個人住民税を計算して、納税義務が生じる次の人をいいます。

- (1)平成21年度から特別徴収を開始され、現在まで継続している人
- (2)平成29年度(10月支払年金)から、新たに特別徴収を開始する人

①平成28年4月2日から平成29年4月1日の間に、満65歳になり納税義務が生じた人

②平成28年度は非課税であったが、平成29年度は納税義務が生じた人

③平成21年度から平成28年度までの間に特別徴収を開始したが、平成28年度中に特別徴収が中止となり、平成29年度に再開する人

※詳しくは、「平成29年度市民税・県民税 税額・納税決定通知書」に同封している『平成29年度市民税・県民税のお知らせ』を見てください。

【公的年金以外に所得(給与所得・事業所得など)のある人の場合】

公的年金など以外の所得額に対しての税計算は、総所得額から公的年金などの所得額を差し引いて算出していますので、重複課税にはなっていません。

当該税額は、給与からの特別徴収または、納付書、口座振替により納税をお願いしています。不明な点など詳しくは、市税務課へ問い合わせてください。

〔税務課市民税係 内線262・254〕

受給申請をお忘れなく 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

すでに受給している人は、受給申請は不要です(ただし、受給している人でも、毎年の現況届出などは必要です)。

例年の現況届の提出時期は、児童手当は6月、児童扶養手当は8月、特別児童扶養手当は8月中旬から9月中旬です。

【児童手当】

▷支給対象者 中学校卒業までの児童(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

- 3歳未満…一律15,000円
- 3歳以上小学校修了前…10,000円(3子以降は15,000円)
- 中学生…一律10,000円

※申請者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童の年齢などに関わらず月額一律5,000円を支給。

※児童が生まれたとき、受給者や児童の住所が変わったとき、公務員でなくなったときなどは、必ず15日以内に届出をしてください。

【児童扶養手当】

▷支給対象者 父または母と生計を共にしていない家庭、または、父または母に重度以上の障がいがある家庭で、児童(18歳になった年度の3月31日までの間にある人)を養育している父または母、もしくは父母にかわって養育している人

▷手当月額 所得制限により、次のいずれかの額になります(児童1人の場合)。

- 42,290円(全部支給)

- 9,980円～42,280円(一部支給)

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。児童が児童福祉施設に入所している場合などは、申請できません。

【特別児童扶養手当】

▷支給対象者 20歳未満の身体または精神に、重度または中度以上の障がいのある児童を家庭(児童施設など入所児童を除く)で養育している父母または、父母にかわって児童を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

- 1級…51,450円
- 2級…34,270円

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。

※上記の3手当の要件に該当する人は、児童福祉課で申請してください。原則、申請した翌月分からの支給となります(要件に該当していても、手続きが遅れると申請月以前の手当は支給されません)。

※申請手続きの際は、マイナンバーの記入・提示と本人確認(免許証など)が必要です。また、必要書類など、詳しくは児童福祉課に問い合わせてください。窓口来庁の際は、本人確認できるもの(免許証、保険証など)を持ってください。

〔児童福祉課 内線567〕

介護保険のサービスにかかる費用

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割(または2割)を自己負担して、9割(または8割)が介護保険から給付されます。

一定以上所得者の介護保険サービスにかかる費用

平成27年8月から、65歳以上の一定以上所得者の利用者負担は、1割から2割になっています。一定以上所得者とは、本人の合計所得金額が1,600,000円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で2,800,000円以上、2人以上世帯で3,460,000円以上の人です。8月中に、要介護・要支援認定者には、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付する予定です。

在宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

要介護度ごとに1か月に1割(または2割)負担で利用できる限度額が決められています。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額(1か月)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
要支援1	50,030円	5,003円	10,006円
要支援2	104,730円	10,473円	20,946円
要介護1	166,920円	16,692円	33,384円
要介護2	196,160円	19,616円	39,232円
要介護3	269,310円	26,931円	53,862円
要介護4	308,060円	30,806円	61,612円
要介護5	360,650円	36,065円	72,130円

※特定福祉用具の購入(年間100,000円まで)、住宅改修費の支給(200,000円まで)、居宅療養管理指導などの費用は、利用限度額に含まれません。

自己負担が高額になったら

世帯内で、同じ月に利用したサービスにかかる1割(または2割)の利用者負担額(月額)が一定の上限額を超えたときは、「高額介護サービス費」として、後から支給されます(ただし、在宅サービスの福祉用具購入・住宅改修費、および施設サービスの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外の自己負担額は除く)。

また、介護保険と医療保険の一年間の自己負担合計が一定の負担限度額を超えた場合に、超えた分が支給される「高額医療合算介護サービス費」などの制度もあります。

※給付を受けるには申請が必要ですが、対象者には随時お知らせしています。

特定入所者介護サービス費(食費・居住費)の給付

介護保険施設でのサービス(ショートステイ・対象施設

入所)の利用者で、利用者と同世帯全員が市民税非課税の人には、申請により食費と居住費の負担が軽くなる「負担限度額認定証」を交付します。

ただし、市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税者である場合や、世帯分離している配偶者が市民税非課税者でも、預貯金などが単身10,000,000円、夫婦20,000,000円を超える場合は、特定入所者介護サービス費などの給付の対象にはなりません。

なお、平成28年8月から、遺族年金および障害年金といった非課税年金の額も含めて、負担限度額認定証の利用者負担段階を判定することになっています。

申請に必要なもの

- 申請書および同意書(いずれも押印必要)
 - 利用者名義と配偶者名義の預貯金(普通・定期)すべての通帳、有価証券などのコピー
- ※通帳は必ず記帳してから、下記のコピーを提出してください。

- ①銀行名・口座番号・名義人などが記載してあるページ
- ②申請日からさかのぼって2か月分の記載ページ

現在「負担限度額認定証」の有効期限は7月末までです。6月中に更新のお知らせを送付しています。引き続き、負担限度額認定証が必要な人は、更新の申請をしてください。

※軽減を受けるためには、必ず申請が必要です。

※通所サービスの食費負担分は、軽減の対象となりません。

※申請月の1日から有効になります。

所得申告が必要です

高額介護サービス費の支給や、負担限度額認定証の交付を受けるには、課税対象外の年金受給者(障害年金・遺族年金など)および、所得のない人も所得の申告が必要です。市役所税務課で所得申告をしてください。

保険料の未納があると

保険料の未納がある場合は、その未納期間に応じて本来1割(または2割)である利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの給付が受けられなくなります。保険料は必ず納めてください。

〔介護保険課 介護保険給付係 内線573〕

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

平成29年度の介護保険料

今年度の介護保険料は7月に決定し、7月中ごろに通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。65歳以上の人の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

《基準額の決まり方》

大和高田市の基準額
70,320円(年額)

=

市町村で必要な介護
サービスの総費用

×

65歳以上の人
の負担分 22%

÷

市町村の65歳
以上の人数

この基準額を中心に、本人と世帯の課税状況や、所得に応じて次の11段階に分かれます。

◎平成29年度 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象となる人	保険料【月額】	保険料【年額】
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円以下の人	2,640円 (基準額×0.45)	31,680円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円を超え、1,200,000円以下の人	4,390円 (基準額×0.75)	52,680円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が1,200,000円を超える人	4,390円 (基準額×0.75)	52,680円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円以下の人	5,270円 (基準額×0.90)	63,240円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円を超える人	5,860円 (基準額)	70,320円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200,000円未満の人	7,030円 (基準額×1.20)	84,360円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200,000円以上1,900,000円未満の人	7,610円 (基準額×1.30)	91,320円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満の人	8,790円 (基準額×1.50)	105,480円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満の人	9,960円 (基準額×1.70)	119,520円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満の人	10,840円 (基準額×1.85)	130,080円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が6,000,000円以上の人	11,720円 (基準額×2.00)	140,640円

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、年金額などにより特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。納め方(特別徴収または普通徴収)を選択することはできません。

特別徴収の人:年金からの天引き

原則として、年金が年額180,000円以上の人で、前年度に本市で介護保険料を年金から特別徴収されていた人が対象になります。

『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収は、4・6・8月を『仮徴収』、

10・12・2月を『本徴収』として納めます。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めます。年間の保険料確定後に、既に仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めます。

また、『仮徴収』と『本徴収』に大きな差が生じないように、一年を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き額を調整し、『平準化』を行っています。

これにより、4月・6月は前年度2月と同額を納め、8月からは年間保険料から4月・6月の仮徴収額を差し引いた額を4回に分けて納めます。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月分と同じ保険料額			年間介護保険料から4・6月の仮徴収分を差し引いて四分割した額 (8月端数切捨、10月端数加算)		

※仮徴収額と本徴収額に著しい差額が生じた人や、前年度に比べ、著しく所得段階が変更になった人、市外の施設入所者などは、前記の徴収方法に該当しない場合があります。

※今年度4月から特別徴収が始まった人の仮徴収額は、3月に通知しています。

普通徴収の人(納付書または口座振替)

年金が年額180,000円未満の人や、老齢福祉年金の受給者などが対象になります。

☆年間介護保険料(12か月分)を、原則として7月から2月の8期に分けて納めます。

次の場合も普通徴収になります。

- 65歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで所得段階が変更になったとき
- 年金担保、年金差し止め、現況届けの未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなったとき

納付書は、期別で納付の「第1期」から「第8期」の8枚を送ります。

納付書の裏面に記載している金融機関、近畿2府4県のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア、市役所で納付できます。

10月から特別徴収が開始される人(9月までは普通徴収)

前年度に65歳になった人や、転入した人などが対象になり、年間保険料(12か月分)を7・8・9・10・12・2月の6回に分けて納めます。

※7月・8月・9月は、納付書または口座振替で納め、10月・12月・2月は年金(年額180,000円以上の老齢・退職を事由とする年金および遺族年金・障害年金)から徴収します。

介護保険料を口座振替で納めている人へ

介護保険料口座振替分について、1年間の振替状況を記載した通知書を、翌年1月ごろに送付します。通知書が届くまでの間は、預貯金通帳で振替状況を確認してください。

介護保険料の減免措置

災害や特別な事情などで、一時的に保険料の支払いが困難な人は、一定の条件に該当すれば保険料が減免される場合があります。詳しくは、介護保険課へ問い合わせてください。

介護保険料は、介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、40歳以上の人は全員納めなければなりません(40～64歳は医療保険料に含めて納めます。65歳以上は医療保険料とは別に市町村に納めます)。

保険料の滞納がある場合は、その滞納期間に応じて介護保険からの給付が一時差し止めになったり、1割(または2割)の利用者負担が3割になるなどの措置がとられます。

現在介護のサービスを利用していない人も、介護保険料は必ず納めましょう。

〔介護保険課 介護保険給付係 内線572〕

国民健康保険

「認定証」「高齢受給者証」の有効期限は、7月31日(月)まで

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が引き続き必要な人は、7月中旬以降に保険医療課窓口へ。

高額療養費が変わります

平成29年8月から、70歳以上75歳未満の人の、高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。なお、70歳未満の人の自己負担限度額に変更はありません。

●自己負担限度額(月額)

〈70歳以上の人〉

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円 ⇒★【57,600円】	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% ●4回目以降の場合、44,400円
一般	12,000円 ⇒★【14,000円】 【年間上限144,000円】	44,400円 ⇒★【57,600円】 【●4回目以降の場合、44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

★平成29年8月より【 】内に変更となります。

年間上限は8月から翌年7月の累計額に対して適用されます。

●自己負担限度額(月額)

〈70歳未満の人〉

	所得区分	限度額
ア	基礎控除後の所得 9,010,000円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% ●4回目以降の場合、140,100円
イ	基礎控除後の所得 6,000,000円超 9,010,000円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% ●4回目以降の場合、93,000円
ウ	基礎控除後の所得 2,100,000円超 6,000,000円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% ●4回目以降の場合、44,400円
エ	基礎控除後の所得 2,100,000円以下	57,600円 ●4回目以降の場合、44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円 ●4回目以降の場合、24,600円

●過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が変わります。

保険診療の医療費が高額になっても、限度額適用認定証があれば、自己負担限度額を超えて支払う必要はありません。同一月内に入院分や外来分があるときは、高額療養費の申請をすれば返還される場合があります。

療養病床入院時の居住費が平成29年10月から 変わります

介護保険や在宅医療の負担の公平化を図る観点から、生活療養標準負担額のうち、居住費にかかる部分の自己負担額が変更になります。

●65歳以上の人療養病床に入院したときの居住費

区 分	居住費 (～平成29年9月)	居住費 (平成29年10月～)
医療区分Ⅰ	320円/日	370円/日
医療区分Ⅱ・Ⅲ (難病患者を除く)	0円/日	200円/日
難病患者	0円/日	0円/日

●入院時食事代の標準負担額

入院時の食事代は、下表の額を被保険者が負担し、残りを国保が負担します。

種 別	1食の負担金額
一般世帯	360円
非課税世帯 および 低所得Ⅱ	90日までの入院 210円 過去12か月で90日を超える入院 (長期該当) 160円
70歳以上の人で低所得Ⅰの人	100円

非課税世帯・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの人には、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。保険証と印鑑を持って、保険医療課へ申請にきてください。また、90日を超えて入院している人は、上記の認定証と入院が確認できるもの(領収証など)も必要です。

※入院時に負担した食事代・居住費は、高額療養費の対象外です。

国民健康保険高齢受給者証を送ります

8月1日(火)から使用する新しい受給者証(うぐいす色)を、7月末ごろに送付します。古い受給者証は、8月以降使用できません。

こんな給付があります

●療養費の支給

補装具(コルセットなど)の購入や、保険証を持たずに医療機関にかかったときなどは、全額負担することになります。しかし、後日、申請して認められれば、給付割合に応じて払い戻されます。

こんなとき	申請に必要な物
治療用の補装具(コルセットなど)を購入したとき	保険証・医師の意見書(理由書)・領収書・認印
急病などで医療機関に保険証を提示できなかったとき	保険証・診療報酬明細書(レセプト)・領収書・認印
医師が認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき、骨折・ねんざなどで接骨院にかかったとき(医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられる場合あり)	保険証・医師の同意書 施術内容と費用の明細がわかるもの(領収書など)・認印
海外渡航中に国外で治療を受けたとき	パスポート・保険証・診療内容の明細書・領収書(日本語に翻訳したものも必要)・認印
療養の給付を受けられない輸血のための生血代を負担したとき	保険証・医師の理由書・輸血用生血代受領証明書・血液提供者の領収書・認印

●その他の給付

- 出産育児一時金…産科医療補償制度に加入の医療機関で分娩の場合420,000円、これ以外は404,000円
- 葬祭費…被保険者が亡くなったとき30,000円
- 移送費…医師の指示により入院転院したときなど、移送に要した費用を支給

※次の場合、保険証が使えません。

健康診断、予防接種、正常な妊娠分娩、歯列矯正、美容整形、業務上のけがや病気など

国民健康保険税の納付書を発送します

平成29年度分の国民健康保険税の納税通知書は、7月10日(月)ごろに、市役所から発送します。

普通徴収(納付書払いまたは口座振替)の人は、7月(第1期)から翌年2月(第8期)まで、計8回の納付となります。年金からの特別徴収の人は、4月の年金からすでに仮徴収しているので、8月の特別徴収から税額を調整します。今年度から特別徴収が開始になる人は、第1・2・3期は普通徴収で、10月から年金からの特別徴収です。

【国民健康保険税の計算方法】

保険税は、医療分・支援金分・介護分を下記の要領で算定した合計が1年間の税額になります。保険税は前年中の所得が基準となります。平等割額・均等割額・所得割率は、昨年度と変更ありませんが、賦課限度額は引き上げられました。また、保険税の軽減判定所得が引き上げられ、軽減対象となる世帯範囲が広がりました。

●国民健康保険税率表

	医療分	支援金分	介護分※1
平等割額 (世帯ごと)	25,000円	7,000円	7,300円
均等割額 (一人あたり)	26,000円	8,000円	9,200円
所得割率	9.0%	2.0%	2.3%
賦課限度額	540,000円(520,000円) ※2	190,000円(170,000円) ※2	160,000円

※1 介護分は40歳以上65歳未満の人にかかります。

※2 〈 〉は平成28年度の賦課限度額です。

●平成29年度保険税軽減判定所得

(旧)

軽減割合	所得の基準
7割軽減	世帯所得の合計額が330,000円以下
5割軽減	世帯所得の合計額が330,000円+(265,000円×国保加入者数※)以下
2割軽減	世帯所得の合計額が330,000円+(480,000円×国保加入者数※)以下



(新)

軽減割合	所得の基準
7割軽減	世帯所得の合計額が330,000円以下
5割軽減	世帯所得の合計額が330,000円+(270,000円×国保加入者数※)以下
2割軽減	世帯所得の合計額が330,000円+(490,000円×国保加入者数※)以下

※軽減判定での国保加入者数とは、被保険者および、特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した人で、世帯主を変更せず、引き続きその世帯にいる人)の人数です。

〔保険医療課 国保係 内線568〕



後期高齢者医療制度

新しい被保険者証を送ります

平成29年8月1日(火)から使用する新しい「後期高齢者医療被保険者証」を、7月15日(土)以降に『簡易書留』で郵送します。この「被保険者証」は、有効期限が「平成30年7月31日」となっています(被保険者証の右上に記載)。8月1日以降、医療機関にかかるときは、この「被保険者証」を提示してください。

有効期限が切れた被保険者証は、市役所に返却するか、ハサミを入れるなどして、処分してください。

所得区分

窓口負担の割合は、1割または3割です。平成29年度課税の収入で確定します。

3割負担	現役並み所得者	市民税課税所得(各種控除後)が、 年額 1,450,000 円以上 の人 ※ただし、次の要件に該当する場合は申請により、1割負担になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が 3,830,000 円未満 ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が 5,200,000 円未満 ③同じ世帯に被保険者が1人で、収入が 3,830,000 円以上でも、70～74歳の人がいる場合は、その人の収入を合わせて 5,200,000 円未満
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当しない人
1割負担	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が、市民税非課税の世帯に属する人
	低所得者Ⅰ	同一世帯の全員が、市民税非課税で、かつ各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円の世帯に属する人 (年金の所得は、控除を 800,000 円として計算)

高額療養費

医療費の1か月分自己負担合計額が、下記の限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます(診療月の3～4か月後に、広域連合から、登録している預貯金口座へ振り込まれます)。

※入院時の食事代や、保険のきかない差額ベッド料などは、合算できません。

【1か月の自己負担限度額】(平成29年8月から自己負担限度額が変わります)

世帯の負担区分	外来 (個人ごと)	入院+外来(世帯単位) ※入院は限度額までの支払い
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円 + 1% (注1)
一般	14,000 円 (年間144,000 円上限)	57,600 円
低所得者Ⅱ (注2)	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (注2)		15,000 円

(注1)「+1%」は1か月の総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担

(注2)低所得者Ⅰ・Ⅱ 該当者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する人は、申請により『限度額適用・標準負担額減額認定証』を発行します(申請月の1日から有効)。入院の際だけでなく、外来の窓口でも低所得者Ⅰ・Ⅱの適用を受けることができます。

現在『減額認定証』を持っている人で、所得申告をして平成29年度住民税非課税世帯の人には、8月1日からの新しい『減額認定証』を、7月末日までに自宅に郵送(普通郵便)します。

平成29年度 保険料

保険料は被保険者一人ひとりに賦課されます。

均等割額 44,800 円

+

所得割額 (総所得金額等 - 330,000 円) × 8.92%

||

保険料(年額) <限度額 570,000 円>

※所得割額は、前年所得に基づき算出します。

所得の低い人の軽減措置

【均等割額の軽減】

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得の合計	軽減割合
330,000 円以下	9 割 被保険者全員の年金収入が 800,000 円以下の世帯 (その他各種所得がない場合)
	8.5 割 (上記以外)
330,000 円 + (270,000 円 × 被保険者数) 以下	5 割
330,000 円 + (490,000 円 × 被保険者数) 以下	2 割

【所得割額の軽減】

被保険者の所得に応じて、所得割額が軽減されます。

所得	軽減割合
基礎控除後の総所得金額が 580,000 円以下	2 割

※上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務の

ない人(障害年金、遺族年金等受給者や被扶養者および所得のない人)であっても、市役所で所得の申告を行う必要があります。

被扶養者であった人の特例措置

今まで社会保険(健保組合や共済健保等)の被扶養者で、保険料負担がなかった人も保険料を納めることになりますが、負担軽減のため、次のような軽減措置があります。
○平成29年度は保険料の均等割額が7割軽減されます(所得割額は課せられません)。
※均等割軽減は、9割軽減、8.5割軽減が優先されます。

保険料の支払方法

平成29年度の保険料は、7月に決定し、7月中旬以降に通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。

特別徴収(年金からの天引き)で、すでに前年度保険料額で仮徴収(4月、6月、8月)している人は、10月からの本徴収時に保険料を調整します。

普通徴収(納付書や口座振替などで納入)の人は、年間保険料を7月から翌年2月までの毎月、8期で納付してください(納期限までに納付しなかった場合は、督促状を発送し、督促手数料100円を徴収します。また、大和高田市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定により、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を加算して徴収します)。

※年金額が年額180,000円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収となります。

◎平成29年度以降の保険料の支払いを、特別徴収(年金からの天引き)から普通徴収(口座振替のみ)に切り替えることができます。10月以降「特別徴収」を中止するには、7月31日(月)までに、保険医療課で手続きをしてください。

<年金天引きから口座振替への変更の注意点>

1 「普通徴収への変更申出書」と「口座振替依頼書」の提出が必要です。

①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③後期高齢者医療被保険者証を持ってきてください。
※口座振替依頼書の提出のみでは、年金天引きは停止されないので注意してください

2 『世帯主または配偶者の口座からのお支払い』に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。このため、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。

3 これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります。

〔保険医療課 医療係 内線583〕

福祉医療制度

乳幼児、子ども、身障、ひとり親家庭、精神障害「医療費受給資格証」を持っている人へ

昨年度から更新手続きが大幅にかわっています。

更新申請書の提出



医療費受給資格証の交付(郵送)

- 6月末までに更新対象となる人に対して、更新申請書を送付しています。更新申請書を7月10日(月)【必着】までに、保険医療課に提出してください。提出が済んでいる人には7月末までに『医療費受給資格証』を郵送します。
- 期日までに更新申請の手続きがない場合、『医療費受給資格証』の到着が8月以降になることがあります。
- 提出期日を過ぎても更新申請の手続きは可能ですが、その間の病院受診した医療費については、領収書対応となります。
- ※更新申請書の提出がなければ、『医療費受給資格証』の交付はできません。注意してください。

乳幼児、子ども医療

- 子どもを主として養育する人の、前年所得の確認が必要です。所得確認ができない場合、「受給資格証」の有効期間内であっても、平成29年8月診療分からの医療費を助成することができません。
- 所得が確認できない場合は7月中旬ごろ以降に通知します。
- 転入などにより、本市の公簿で所得確認ができない人は、前住所で平成29年度課税(または非課税)証明書(総所得額、控除内訳、扶養人数の記載のあるもの)の交付を受けて、提出してください。未申告の人は、市役所税務課で所得申告を済ませてください。

【乳幼児医療】

▷対象 0歳～就学前の乳幼児(乳幼児の住所が本市にあること)

「受給資格証」の有効期間は就学前までとなっていますので、更新申請書の提出は必要ありません。

【子ども医療】

▷対象 小学生・中学生

「受給資格証」の有効期間は中学卒業までとなっていますので、更新申請書の提出は必要ありません。

心身障害者、ひとり親家庭等、精神障害者医療

平成29年度(28年中)の所得が、条例で定める限度額以上の場合、平成29年8月から平成30年7月まで福祉医療制度の受給資格が喪失し、医療費の助成を受けることができません。福祉医療の受給資格が喪失する人には、7月中旬ごろに通知します。

課税対象外の年金受給者(障害年金、遺族年金など)および所得の無い人も、医療費助成を受けるためには、所得の申告が必要です。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

【心身障害者医療】

▷対象 身体障害者手帳1級・2級または、療育手帳A1・A2を持っている人

▷所得制限 本人、その配偶者およびその扶養義務者※1で、主としてその者の生計を維持するものについて、前年の所得が老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこと

扶養親族の数	本人所得	配偶者および扶養義務者所得
0人	1,595,000円未満	6,287,000円未満
1人	1,975,000円	6,536,000円
2人	2,355,000円	6,749,000円
3人	2,735,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算
加算額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき480,000円 特定扶養親族1人につき630,000円	老人扶養親族1人につき扶養親族の加算額+60,000円

65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人のうち、心身障害者医療費助成の対象となる障がいを持つ人の、「重度心身障害者老人等医療費助成制度」の所得制限限度額も上記と同じです。これにより、受給資格が喪

失する人および、所得の申告が必要な人には、7月中旬ごろに通知します。

【精神障害者医療】

▷対象 精神障害者手帳1級・2級を持っている人

▷所得制限 本人、その配偶者および、その扶養義務者※1で、主としてその者の生計を維持するものについて、前年の所得が老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこと(所得制限限度額も心身障害者医療と同じ)。

65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人のうち、精神障害者医療費助成の対象となる精神障がいを持つ人の、「精神障害者医療費助成金(後期高齢者)助成制度」の所得制限限度額も上記と同じです。これにより、受給資格が喪失する人および、所得の申告が必要な人には、7月中旬ごろに通知します。

【ひとり親家庭等医療】

▷対象 ひとり親家庭(父子家庭または母子家庭)で、18歳(18歳になった最初の3月31日)までの子を持つ父親、または母親とその子

▷所得制限 父または母および、これに準じる者、子、子の配偶者および、父または母および子の扶養義務者※1の前年の所得が、児童扶養手当法施行令に規定する額未満であること

扶養親族の数	本人所得(父または母、子)	扶養義務者所得
0人	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円加算	380,000円加算
加算額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき100,000円 特定扶養親族1人につき150,000円	老人扶養親族1人につき扶養親族の加算額+60,000円

(法令の改正などにより、基準額が変わる場合があります)

※1 扶養義務者…直系血族及び兄弟姉妹(民法877条)受給者と扶養義務者とが同一世帯にある場合、また他の制度において生計維持関係が認められている場合(受給者が社会保険または税法上の被扶養者である場合)は扶養義務者になります。

【保険医療課 医療係 内線553】



ウェルカムベビー教室B ～知って安心!私らしく出産～

初めての妊娠・出産の人、お友達づくりをしたい人におすすめです。

助産師・保健師・栄養士が、インターネットや本だけではわからないコツや、知って安心できる情報を伝えます。プレパパや家族の妊婦体験も好評です。

▷**とき** 8月18日(金)

受付時間 午前9時～9時20分
終了予定 正午

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 「知れば安心!出産のコツ」

▷**対象** プレママ(妊婦)・プレパパ、
祖父母、家族になる人
※託児はありません。

▷**持ち物** 母子健康手帳、筆記用具、動きやすい服装で

▷**申込み** 保健センターへ、電話または窓口で。

高齢者肺炎球菌定期接種 (平成29年度対象者)

肺炎の重症化予防になります。定期接種の機会は、一生に一度です。

▷**接種期間** 7月1日(出)～平成30年3月31日(出)

▷**ところ** 市内委託医療機関

各医療機関に、予診票と説明書を置いています。

▷**対象** 本市に住民登録がある人で、平成30年3月31日までに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人。また、60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能不全、またはヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい(身体障害者1級相当)のある人

※対象者には、6月末に、はがきを送付しています。

※過去に肺炎球菌ワクチンを受けた人や、接種することの理解と、意思確認ができない人は対象外

▷**持ち物** はがき、接種費用、健康保険証(本人確認のため)

▷**費用** 2,000円

▷**接種前に手続きが必要な人**

7月3日(月)から手続き開始

●市民税非課税世帯・生活保護世帯の人

- ・生活保護受給証明書は、不要です(他市で受給している人のみ必要)
- ・市民税未申告の場合は、確認できません。市役所税務課への申請が必要です。
- ・転入の人は、平成29年1月1日現在の住所地の非課税証明書を持ってきてください。

●市外で接種する人

県内指定医療機関で、接種できます。はがきと接種費用を持ってきてください。

●県外で接種をする人

全額自費になり、手続きに2週間ほどかかります。

※本人または家族の人が、保健センターに手続きにきてください。

※障がいなどで自署できない人は、障害者手帳または健康保険証、本人印を持ってきてください。

※やむを得ない事情で、手続きが家族以外の代理の人になる場合は、委任状(本人自署・本人印)が必要です。

食中毒にご用心

細菌やウイルスなどが混入した食品をとることで起こる食中毒。その2割近くは家庭の食卓で起こり、ピークは7月から9月です。食中毒の原因は、あなたのそばに潜んでいます。

私たち一人ひとりの正しい知識と適切な対応で、防ぐことができます。家庭で気をつけたい食中毒予防を確認しましょう。

- ①調理の前は、必ず手をきれいに洗う。
- ②魚介類や肉類を切った包丁やまな板を洗わずに、生で食べる野菜を切らない。
- ③すぐに使う食材を、少しの間だからと室温で放置しない。
- ④食品の中心部までしっかり加熱する(中心部85℃で1分間)
- ⑤すぐに食べない料理は、手早く冷まして冷蔵庫へ。
- ⑥残り物は冷蔵庫で保存する。
- ⑦冷蔵庫は10℃(生ものは4℃)以下、冷凍庫は-15℃以下に。

⑧包丁やまな板は、定期的に漂白剤や熱湯で消毒をする。

以上のことを日常で気をつけ、予防に心掛けましょう。

もし、食中毒が疑われる症状があれば、素人判断はやめて、すみやかに医者さんにかかり、診察をうけましょう。

もぐもぐ教室

子どもの栄養と離乳食についての話や、試食を行います。初めての子育てにとまどっている人は、ぜひ参加してください。

▷**とき** 8月22日(火)

午前9時45分～11時30分
(受付:午前9時30分から)

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 子どもの栄養や離乳食の話・離乳食のデモンストレーション・試食(保護者対象)

▷**対象** 平成29年2月・3月生まれの乳児(第1子)と保護者

※第2子以上は要相談

▷**持ち物** 母子健康手帳・赤ちゃんに必要なもの(オムツ・ミルク・バスタオルなど)

▷**申込方法** 保健センターへ電話、または窓口で。

※保護者のみの参加も可

親子フッキング教室 参加者募集

おいしくて簡単に作れるメニューです。夏休みの思い出づくりにぜひ、参加してください。

▷**とき**

・第1回目 7月27日(木)

・第2回目 8月24日(木)

両日ともに、午前10時から

(受付:午前9時30分～9時45分)

▷**ところ** 中央公民館 1階調理実習室

▷**対象** 年長から小学校6年生までの子どもと、その保護者の先着15組

※子どもだけの参加はできません。

▷**持ち物** エプロン、三角巾、手ふきタオル、お茶



※検診等に関するお問い合わせは、保健センター(☎23-6661)へ

▷講師 大和高田市食生活改善推進員の皆さん

▷参加費 1人200円

▷申込方法 次の期日までに、保健センターへ電話または窓口へ(両日の参加はできません)。

- ・第1回目 7月21日(金)
- ・第2回目 8月18日(金)

麻しん風しん混合 (MR)

麻しんは、かかると重症化しやすく、命に関わる怖い病気です。また風しんは、妊婦が初期にかかると赤ちゃんの心臓や目・耳に影響が出る可能性があります。2回接種で、しっかり免疫をつけましょう。

▷ところ 市内委託医療機関

▷対象年齢

- ・1期:生後12か月～24か月未満
- ・2期:小学校入学前の1年間(年長児)平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ

※2期の接種期限は、平成30年3月31日まで。

期限を過ぎると、任意接種となり、全額自己負担になります。また健康被害が発生した場合、国の補償はなく、医薬品医療機器総合機構法に基づく補償となります。

▷持ち物 母子健康手帳、予診票

(予防接種手帳)

※対象年齢で紛失・転入などにより予診票を持っていない人は、保健センターに連絡してください。

胃内視鏡(胃カメラ)検診

胃がん検診の胃カメラ検査は従来の胃バリウム検査に加えて、検診として推奨されるようになりました。本市も7月より、胃カメラ検査を個別検診で始めます。

▷対象 年度内に50歳以上の人(今年度、本市の胃バリウム検査を受診した人は対象外)

▷検診対象外の人

- ①消化性潰瘍などの胃疾患で受診中の人(ピロリ除菌中の人も含む)
- ②胃全摘術後の人

▷注意が必要な人

- ①呼吸不全のある人
- ②急性心筋梗塞や重篤な不整脈などの心疾患のある人
- ③血圧が極めて高い人(検査直前に血圧を測り、受診の可否を判断します)

▷受診期間 7月～翌年2月末

▷受診方法 7月10日(月)から検診票の発行を受け付けるので、電話か来所で申し込んでください。検診票が手元に届いてから、医療機関

に申し込みをしてください。

※定員になり次第締め切り。

▷委託医療機関 大和高田市立病院、中井記念病院

▷受診間隔 2年に1回

※胃カメラ検査の翌年は、胃カメラ検査もバリウム検査も受診不可。

※バリウム検査の翌年、胃カメラ検査は受診可能。バリウム検査は、毎年受診可能

▷検診内容 胃内視鏡検査(胃カメラ)鼻・口

※診療で行う胃カメラと違い、鎮痛薬・鎮静薬は使用できません。

▷検診料 4,600円(70歳以上の人は2,300円)

※免除要件(保健事業案内参照)

※検診中に異常が疑われた場合は、保険診療として検診料とは別に請求があります。

※検診料の免除要件(保健事業案内参照)に該当する人は、検査を受ける前に保健センターの窓口で無料の検診票を申請してください。申請がないまま検診を受診した場合は、検査費用を返却することができませんのでご注意ください。

▷結果 受診された病院から郵送されます。

今日からはじめる+10プラステン

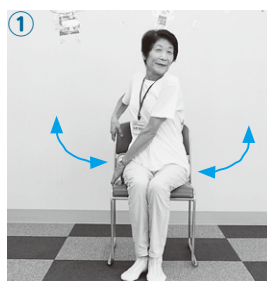
今より1日10分多く体を動かしましょう!

<イスねじりストレッチで「プラス・テン」>

- ①イスに座って両ひざをそろえ、あごを引いて背筋を伸ばし、お腹をへこませる。顔は正面に向けたまま反動をつけずに、上体だけを大きくねじり、両手で背もたれのわきにタッチする。
- ②余裕があれば、大きくねじり背もたれの中央付近にタッチする。
逆側も同様に行う。

①と②、左右各30秒を目安に1日5回おこないましょう!

仕事の合間やテレビを見ながら、上体をゆっくりねじりましょう。こわばった腰まわりの筋肉が素早くほぐれ、わき腹の引き締めにも効きます。便秘・腰痛・冷え性予防にもなりますよ。



運動普及推進員
矢野 恵美子さん

[大和高田市
運動普及推進員協議会]
【問い合わせ先】
大和高田市保健センター
☎ 23-6661



市 税

7月は固定資産税(第2期)と国民健康保険税(第1期)の納期月

納期限は7月31日(月)です。固定資産税の納税通知書および納付書は、4月に発送しています。国民健康保険税は、7月上旬に発送予定です。

市県民税(第1期・6月30日期限)は、納付期限が過ぎています。納付がまだの人は、早急に納付してください。

市税は自主納付で

市税などの納付は、「自主納付」をお願いしています。納付方法は、納付書裏面に記載の納付場所で納めるか、口座振替により納付する方法があります。

納め忘れた市税・国民健康保険税は、一定期間が過ぎると督促手数料や延滞金を加算します。納め忘れない便利な口座振替をおすすめします。

また、仕事の都合や家庭の事情などで、納期限までに納付できない場合は、早めに収納対策室に連絡してください。

督促手数料・延滞金

督促状は地方税法に基づき、納期限から20日程経過しても納付していない人に発送しています。なお、納税相談で分割納付の人も、当初の納期限までに必要な納付額に達していない場合は対象となります。

督促状が発送されると、1通につ

き、督促手数料100円を納めていただきます。また、延滞金は納期限の翌日から計算し、最初の1か月は年2.7%、1か月を経過した日以降は年9.0%の割合でかかります(100円未満の端数があるときは、切り捨て計算します)。

※延滞金の金額が当初1,000円以上になると請求します。

〔収納対策室 内線238〕



年 金

7月から受付開始 平成29年度の免除・猶予申請

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障がいを負ったとき、障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※前年所得の審査があります。所得の申告をしていない人は、所得申告を忘れずに行ってください。

※保険料免除申請には、保険料の全額が免除される「全額免除」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「一部免除(3/4納付、半額納付、1/4納付)」があります。一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となります。

※猶予申請には、50歳未満が対象の「納付猶予制度」(平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象です)と、学生が対象の「学生納付特例制度」があります。猶予が承認されると、年金を受給するために必要な受給資格期間として認められますが、年金額には反映されません。

※失業などにより納付が困難な場合は、所得審査の特例があります。雇用保険被保険者離職票を持ってきました。

▷承認期間 7月～翌年の6月

▷審査結果 後日、郵送で通知

▷申請先 市民課年金係(印鑑と年金手帳、代理の場合は委任状を持参)

〔市民課年金係 内線529、大和高田年金事務所 ☎22-3531〕

市民課からのお知らせ

住民票等の申請時は 本人確認書類の提示が必要です

住民票や戸籍謄本等を申請される際には、運転免許証等の本人確認書類の提示をお願いします。

公的機関が発行する顔写真入りの証明書(運転免許証・パスポート等)の場合は1点、それ以外の証明書(保険証・年金手帳・預貯金通帳等)の場合は2点の提示をお願いします。

〔市民課 内線 527〕

広告欄

償却資産の申告

市内で事業を営んでいる個人・法人は、所有している事業用資産（構築物・機械・器具・備品など）について、税務署だけでなく、市役所にも申告が必要です。まだ申告をしていない人は、至急申告をお願いします（法定申告期限は毎年1月31日ですが、申告は随時受け付けています）。

また、国の指導に基づき、公平・公正な課税のため本市では、申告指導の徹底や税務署申告の確認などにより、申告内容の適正な把握、および未申告の解消に取り組んでいます。申告書の提出の依頼や、地方税法の規定に基づく調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

〔税務課 固定資産税係 内線257〕



水道

口座振替を利用している人へ

振替指定日は、2か月ごとの15日、または27日です。預金不足などで振り替えできなかった場合、次回に振り替えますので、入金をお願いします。

使用開始・中止のときは連絡を

無断で水道を使用すると、処罰の対象になります。事前に検針係へ届け出て、給水契約をしてください。使用を中止する場合も届け出て、料金の精算をしてください。

〔上下水道部（水道部門）
☎ 52-1365
夜間・緊急時 ☎ 52-3901〕

※くれぐれも、かけ間違いのないようお願いします。

ご利用ください

☆☆ 夜間窓口 ☆☆

● 固定資産税・都市計画税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税窓口

▷とき 7月27日(木)

【次回予定 8月24日(木)】

午後5時15分～8時

▷ところ 市役所2階 収納対策室

☎22-1108（夜間窓口専用）

昼間の納付が困難な人や、納税相

談が必要な人は、利用してください。
※課税についての問合せ・申請は受け付けられません。業務時間内に税務課へお願いします。

● 水道料金の夜間窓口

▷とき 7月5日(水)・19日(水)

【次回予定 8月9日(水)・23日(水)】

▷ところ 上下水道部総務料金係

☎52-1366（夜間窓口専用）

※6か月(3回分)以上滞納すると、給水を停止します。また、滞納者へは法的措置を行うことがあります。

クリーンセンター 土曜開場日

▷7月の開場日 8日・22日(出)

▷時間 午前9時～10時30分まで

▷業務内容 可燃、不燃(粗大ゴミ含む)の持込みゴミの受入れのみ
〔クリーンセンター企画整備課
☎52-1600〕

マイナンバーカード 休日窓口を開設

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請受付とマイナンバーカードの交付をおこなう休日窓口を、下記の日程で開設します。

申請者本人が来てください。

▷とき 7月22日(土)

午前9時～正午

【次回予定 8月26日(土)】

▷ところ 市役所1階市民課

※持ち物など、詳しくは、市民課まで問い合わせてください。

〔市民課 内線530〕

児童虐待?迷わずに連絡を!

●市児童福祉課(家庭児童相談室)
☎ 23-1195

●県中央こども家庭相談センター
☎ 0742-26-3788

●県高田こども家庭相談センター
☎ 22-6079

●児童相談所全国共通ダイヤル
☎ 0570-064-000 ☎189

広告欄

広報誌「やまとたかだ」に広告を掲載しませんか

▷広告の大きさ(1件あたり) 縦54ミリメートル、横87ミリメートル

▷掲載料(1件あたり) 25,000円

※12号連続して掲載する場合、1件分免除

▷申込方法 掲載を希望する広報誌の発行日の1か月前までに、所定の申込書を企画広報課へ。申込書は市ホームページでダウンロードできます。

※内容やデザインについては、事前に相談してください。

※同一ページの隣り合う2枠(2件分)を、ひとつの広告として申し込むことができます。

※詳しくは企画広報課(内線291)、または市ホームページ(<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/>)で。ホームページのバナー広告も募集しています。

〔企画広報課 内線291〕

お知らせBOX

参加しませんか

■にここ広場

- ▷とき 9月25日(月)・10月19日(木)・11月24日(金)
- ▷ところ 児童館2階(旭北町4-34)
- ▷対象 平成28年8月1日から11月30日生まれ
- ▷定員 親子で10組 ※申込多数の場合は抽選
- ▷申込方法 8月15日(火)までに、往復はがきで申し込んでください。はがきに宛名・子どもの名前(ふりがな)・生年月日・住所・電話番号を書いて児童館(〒635-0036 旭北町4-34)まで。

往復はがきの書き方

62	635-0036	大和高田市旭北町4番34号
往信	児童館	行
62	返信	受講者の住所
受講者の名前	電話番号	住所
生年月日	子どもの名前(ふりがな)	保護者の名前

にここ広場受講申込

〔児童館 ☎22-4150〕

■第45回奈良県障がい者作品展
出展作品募集

- ▷とき 11月23日(木)～28日(火)の正午まで
- ※27日(月)は休館日
- ▷ところ 奈良県文化会館(奈良市登大路町6-2)
- ▷種目 絵画、写真、書道、工芸、手芸、文芸(短歌、俳句、川柳)、コンピュータ・タイポアート
- ※作品の大きさは、縦1.2m、横1.8m、奥ゆき1.5m以内

※1人1点まで

- ▷対象 市内在住の障がいを持つ人
- ▷申込方法 7月23日(日)までに、所定の申込書(総合福祉会館に設置、県ホームページからもダウンロード可)を総合福祉会館へ持参、もしくはFAX(☎24-2730)〔総合福祉会館 ☎23-0789〕

■地域密着型(介護予防)サービス
事業者説明会

- ▷とき 8月4日(金) 午前10時から
- ▷ところ 大和高田市役所4階合同委員会室
- ▷申込方法 8月3日(木)までに電話で下記へ。
- ※今回は、第6期介護保険事業計画にもとづき、看護小規模多機能

型居宅介護もしくは、小規模多機能型居宅介護のみの1事業者指定です。

※指定区域は、第3圏域(小学校区の浮孔校区・菅原校区・浮孔西校区)です。

〔介護保険課 内線575〕



■大和高田市土曜塾

講座・講師(敬称略)	とき	ところ
陶芸 (表 啓充、木彫会、絵画教室、ひょうび会、弓場一郎)	7月1日(土) 午後1時30分から	中央公民館
やまと高田太鼓 (松本弘昭、表 秦憲、弓場一郎)	7月8日(土) 午前10時30分から	ときめき高田横 駐車場
英語で遊ぼう (西川久美)	7月8日(土) 午後1時30分から	中央公民館
キッズ将棋、オセロ (中村正継、増田佳美)	7月22日(土) 午後1時30分から	中央公民館
押し絵、パウダーアート (仲本八寿、田中奈奈)	7月30日(日) 午後1時30分から	中央公民館

※持ち物など詳しくは、生涯学習課土曜塾担当へ。

- ▷対象 5歳～18歳
- ▷定員 各講座とも50名
- ▷費用 保険料 1回10円 ※陶芸は、粘土代650円が必要
- ▷申込方法 電話(☎53-6264)、またはFAX(☎53-6364)で、生涯学習課土曜塾担当へ。

〔生涯学習課 ☎53-6264〕

広告欄



市役所…(22) 1101 総合福祉会館…(23) 0789 シルバー人材センター…(52) 0115 総合体育館…(22) 8862
市民交流センター…(44) 3210 保健センター…(23) 6661 高田消防署…(25) 0119 さくら荘…(23) 4126
中央公民館…(22) 1315 クリーンセンター…(53) 5383 さざんかホール…(53) 8200 総合公園…(52) 4700
図書館…(52) 3424 市立病院…(53) 2901 社会福祉協議会…(23) 5426 葛城コミュニティセンター…(23) 8001
水道部門…(52) 1365 青少年課…(23) 1322 高田警察署…(22) 0110 下水道課…(52) 1258

ご注意ください！電話番号はきちんと確認してからかけましょう。

開催します

■介護支援専門員実務研修受講試験受験案内の配布

「平成29年度奈良県介護支援専門員実務研修受講試験」が10月8日(日)に実施されます。介護保険課では、「受験案内」を配布しています。受験を希望する人は、窓口にてご確認ください。

▷対象 保健・医療・福祉分野で一定期間以上の実務経験を有する人

〔介護保険課 内線539〕

■さわやか生活教室

とき	ところ	担当
7月11日(火)	菅原公民館(吉井)	天満在宅介護支援センター ☎23-1161
7月13日(木)	総合福祉会館(池田)	在宅介護支援センター慈光園 ☎52-5001
7月14日(金)	中央公民館(西町)	ふれあい在宅介護支援センター ☎53-5499

▷時間 午後2時～4時

▷内容 転落防止についての話、家でもできる簡単な体操やストレッチ、簡単な体力測定

▷持ち物 お茶、持っている人は『介護予防手帳』『体力測定用紙』

※費用無料・申込不要

〔地域包括支援課 内線558〕

お知らせ

■使用済みの食用油の回収

▷7月の回収日 7月24日(月)

午前9時15分～9時30分	陵西校区公民館
午前9時45分～10時	橘町集会場前
午前10時15分～10時30分	築山公園前
午前10時45分～11時	靖国少年会館(葛城コミュニティセンター)
午前11時15分～11時30分	曙町青少年会館(東部こども会館)
午前11時45分～正午	片塩幼稚園東側道路
午後1時15分～1時30分	総合体育館
午後1時45分～2時	大和ガス南側道路
午後2時30分～2時45分	市立菅原公民館
午後3時～3時15分	ネオンシティ大和高田正面玄関前
午後3時30分～3時45分	葛城コミュニティセンター
午後4時～4時15分	春日町会館前

◎環境衛生課【市役所別棟1階】では毎日回収しています(土・日・祝日を除く)。

◎さざんかストリートの「生活雑貨ささおか」で回収しています。利用してください。

◎油の入ったビンやカン、リサイクルできないため、処理が困難です。使用済み食用油は、固めずに、食用油の容器(ペットボトル容器)などに入れて持ってきてください。

〔クリーンセンター ☎52-1600〕

7月のし尿収集予定

日程は都合により、変更になることもありますので、ご了承ください。(地区名は、一部通称名を使用しています)

日曜	収集区域
1 土	藤森、池尻、築山
3 月	大谷、北角、敷島町、奥田県住、出、秋吉、三和町、神楽、日之出西・東本町、有井
4 火	敷島町、奥田、吉井、根成柿、東雲町、土庫住宅、有井、日之出町
5 水	敷島町、根成柿、吉井、旭北町、本郷町、松塚、土庫1・2・3丁目、大東町、花園町

6 木	根成柿、吉井、秋吉、曙町、材木町、昭和町
7 金	東中、東中1・2丁目、春日町1・2丁目、西坊城、出
10 月	東中1丁目、春日町1・2丁目、南本町、大中南、磯野町、出、勝日、田井
11 火	磯野、磯野北、南本町、北片塩、築山
12 水	大中北、新田、岡崎、中町、池田、領家、磯野北、築山
13 木	池田、領家、西代、市場、野口、築山
14 金	市場、野口、有井、築山
18 火	出屋敷、有井、敷島、西三倉堂1・2丁目、築山
19 水	西町、有井、内本町、中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目
20 木	中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、甘田町、敷島町
21 金	中三倉堂1・2丁目、甘田町
24 月	曾大根、今里、旭北町、旭南町
25 火	南陽町、蔵之宮町、甘田町、北片塩町、東三倉堂町、旭北町
26 水	大中東、南陽町、蔵之宮町、甘田町、南今里町、中今里町、片塩町、磯野東町
27 木	蔵之宮町、甘田町、栄町、東中1・2丁目、永和町、磯野南町、内本町
28 金	本郷町、北本町、高砂町、永和町

●トラブルを避けるためにも、立会をお願いします。

●し尿くみ取りの妨げになるペット類・鉢植えなどは、作業場所・通路に置かないようお願いします。

●転居の場合は、それまでの手数料を清算し、くみとり登録を廃止してください。そのままにすると、転居後に行ったくみ取り手数料が請求されます。また、世帯主などに変更があった場合も、届け出が必要です。

●臨時くみとりは、作業日の調整が必要です。委託業者〈おおやまと環境整美事業協同組合☎52-2982〉〈大和清掃企業組合☎52-3372〉に直接申し込んでください。

広告欄

参加しませんか

●ハングル立体絵本作り

大和高田 ^{ケグリ}개구리 ^{オリニ}어린이 会

「ケグリ」とは「蛙」、「オリニ」とは「子ども」という意味です。

▷とき 7月23日～9月3日 毎週日曜日(8月13日を除く) 午後1時～2時(6回シリーズ)

▷ところ 大和高田ケグリ・オリニ会(花園町バス停すぐ)

▷内容 朝鮮・韓国の民話の名場面を、布やリボン、ボタンなど立体的な素材を使って、感性豊かに描きます。その絵に、物語をハングルで書き加えていきます。やわらかな生きた朝鮮・韓国語が学べます。

▷対象 子どもから大人まで、どなたでも参加できます。

▷参加費 各回2,000円

▷持ち物 筆記用具

▷申込方法 1週間前までに、往復はがきに名前、住所、FAXのある方はFAX番号を明記の上、申し込みください。電話での受付、返信は行っていません。

▷連絡先 キム・カンチャ(金康子)
〒635-0003 土庫726-2
FAX 52-0402

●『子育てステーション』からのお知らせ

◎親と子の音楽サロン

▷とき 月、水、金、土曜日
午前10時から

※7月から午前10時開始

▷費用 一家族1,000円

※1回無料体験できます

◎夏休み「ひよっこサロン」

▷とき 7月25日(火)・8月1日(火)・8日(火) 午前10時～11時

▷内容 親子で童謡を歌い、全身でリズムを感じ取り、絶対音感を身につけ、いろんな楽器の演奏も楽しめます。

▷対象 1～6歳までの幼児と保護者

▷費用 4,000円(教材費、工作費含む) ※兄弟は半額

◎親子ふれあいサロン

▷とき 毎月第1土曜日 午前10時～11時

▷内容 親子の絆を深めるための

楽しいサロンです(大型紙芝居、ミュージックケアなど)。

▷費用 一家族1,000円

◎ゆかた着付け教室

▷とき 7月8日(土) 午後1時～2時30分

▷講師 平井俊子さん

▷費用 一家族1,000円

▷持ち物 ゆかた一式

※いずれも場所は、コープなんごうテナント棟「子育てステーション」(大谷758-80)

※いずれも申し込みは、電話で下記、または直接子育てステーションへ。

[NPO法人マーマの里

田丸 ☎080-5334-5092]

●夏休み「さをり織り」体験

誰でも簡単に織れる「さをり織り」を体験しませんか。

▷とき 7月25日(火)・26日(水)

①午前10時～正午

②午後1時～3時

▷ところ 総合福祉会館 2階多目的室

▷対象者 市内の小学生

▷定員 各10名

※申込多数の場合、抽選

▷費用 実費(作品の大きさにより異なります 30cmで約300円)

▷申込方法 7月12日(水)までに、名前・住所・電話番号・年齢を書いて、FAX(☎53-2887)で吉井澄子へ。

[吉井 ☎53-2887]

●中和保健所がん患者サロン『すずらん』

▷とき 8月3日(木) 午後1時30分～4時

▷ところ 檀原総合庁舎 1階会議室101(檀原市常磐町605-5)

▷内容

①講演会(午後1時30分～2時30分) テーマ: Home, Sweet Home～住み慣れた地域で自分らしく～講師: 社会医療法人平和会吉田病院 平和会地域緩和ケアサポートきずな 加納麻子先生

②交流会(午後2時30分～4時) 参加者相互の交流、情報交換

▷対象 県内に居住のがん患者や家族

▷申込方法 電話またはFAX(☎0744-47-2315)で、住所、氏名、電話番号、参加人数を下記へ。

[奈良県中和保健所健康増進課
健康づくり推進係

☎0744-48-3034]

●公共職業訓練の受講生募集

▷募集科目 ①機械CAD技術科 ②住宅リフォーム技術科 ③CAD/NC技術科(企業実習付)

▷募集期間 7月3日(月)～28日(金)

▷訓練期間 9月4日(月)～平成30年2月28日(水)(③は3月29日(木)まで)

▷ところ ポリテクセンター奈良(奈良県橿原市城殿町433)

※無料駐車場あり

▷対象 訓練を受講して、再就職を希望する人(③は45歳未満の人)

▷定員 各16名

▷費用 受講料無料 ※教科書代などは自己負担

[ポリテクセンター奈良

☎0744-22-5226]

●犯罪被害者支援ボランティア募集

▷活動内容 犯罪や事件・事故の被害に遭った人や、遺族からの電話相談や生活支援、警察・病院への付き添いなど。

▷募集期間 7月31日(月)まで

▷募集人員 20名程度

▷応募資格

①奈良県内在住の成人(70歳未満の人)

②犯罪被害者などの支援活動の趣旨に賛同し、ボランティアとして参加できる人

※性別・職業・学歴不問

▷選考方法 書類選考の上、面接を行います。

▷講習 支援活動に必要な知識などを習得するため、9月1日(金)～12月8日(金)の間に一定の講座があります。応募方法など、詳しくは、下記へ。

[公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局

☎0742-26-6935]

「対象者の指定のないものは、市内在住等問わず、だれでも参加・申込等できます。」

●第25回奈良県高齢者いい歯のコンクール募集

▷とき 10月5日(木) 正午～午後4時30分

▷ところ 奈良県歯科医師会館
(奈良市二条町2丁目9-2)

▷応募資格 奈良県在住の70歳以上で歯の健康な人(若干の欠損歯、かぶせなど可)

※第22回、23回、24回のも優秀の人は応募できません。

▷申込方法 7月10日(月)～8月31日(木)【必着】までに、官製はがきに郵便番号、住所、名前(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、年齢を書いて、奈良県歯科医師会高齢者いい歯のコンクール係(〒630-8002 奈良市二条町2丁目9-2)へ。

※8020達成者には認定書が授与され、最優秀者には後日、知事から賞状が授与されます。

※昼食を済ませてから、来てください。
[県歯科医師会 ☎0742-33-0861]

開催します

●相続・遺言手続支援相談会

▷とき 7月12日・26日、8月9日・23日、9月13日・27日 いずれも水曜日 午後1時30分～4時

▷ところ 市民交流センター 2階会議室(片塩町12-5)

▷内容 相続手続、遺言書作成など
[行政書士 森田定和

☎090-9059-6963]

●やまとたかだ第九演奏会

▷とき 12月23日(祝・土) 午後2時開場 午後3時開演

▷ところ さざんかホール 大ホール

▷入場料 3,000円(高校生以下1,500円) ※当日500円増

ただいま合唱団員も募集しています。詳しくは、下記へ。

[やまとたかだ第九の会

☎53-8871]

お知らせ

●自衛官などの募集

▷募集種目 一般曹候補生、自衛官候補生、航空学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校医学科学生、防衛医科大学校医学教育部看護学科学生

※受験資格、受付期間、試験日など、詳しくは下記へ連絡、または奈良地方協力本部のホームページ(<http://www.mod.go.jp/pco/nara>)を見てください。

[自衛隊糧原地域事務所

☎0744-29-9060]

●住宅改修の相談

ライフサポート推進協議会では、既存住宅の性能向上と、適切なメンテナンスで、住宅の長寿命化をめざしています。バリアフリー改修工事のことなど、詳しくは、下記まで問い合わせてください。

[大和ライフサポート推進協議会

☎0743-59-5590]

●不法滞在・不法就労防止に協力してください

不法滞在者とは、「偽造パスポートや密航船などで不法に入国する者」、「在留期間を越えて日本に滞在する者」を指し、その多くが働いている現状です。不法滞在者が働いたり、働くことが認められない在留資格で在留する人が働くことは、不法就労活動になります。最近では、不法滞在者たちがグループ化し、犯罪を犯すケースが増え、日本の治安を脅かしています。また、日本に入国・滞在するための手段として、偽装結婚や偽装認知などの事案が発生しています。

安全・安心な街づくりのため、不法滞在者、不法就労などの情報を見聞きした人は、110番または、高田警察署まで通報をお願いします。

※働くことが認められていない外国人を雇った事業主や不法入国を援助した人は、法律により罰せられる場合があります。

[高田警察署 ☎22-0110]

●放送大学10月入学生募集

テレビやラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、幅広い分野を学べます。

▷出願期間

第1回募集:6月15日(木)～8月31日(木)

第2回募集:9月1日(金)～9月20日(木)

資料請求など、詳しくは下記へ。

放送大学ホームページ(<http://www.ouj.ac.jp>)からも、出願できます。

[放送大学奈良学習センター

☎0742-20-7870]

●出産や手術で大量出血した人などへC型肝炎検査は受けましたか

製剤による感染の給付金を受けるには、平成30年1月15日までに裁判提起をしてください。詳しくは、政府広報ホームページ(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201207/1.html>)「厚生労働省 大量出血をした方へ」を見てください。

[厚生労働省 フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口

☎0120-509-002]

公共施設等 にもあります 広報誌「やまとたかだ」

広報誌「やまとたかだ」は、自治会等を通してみなさんにお届けしているほか、下記の場所にもあります。

▷配置場所 市役所、勤労青少年ホーム、市民交流センター、総合福祉会館、高田温泉さくら荘、陵西公民館、中央公民館、図書館、総合体育館、JR高田駅、さざんかホール、東雲総合会館、片塩楽市、葛城コミュニティセンター、コミュニティプール、天満診療所、市内コンビニエンスストア(セブンイレブン・デイリーヤマザキ・ファミリーマート ※50音順)

※部数に限りがあります。ご了承ください。

[企画広報課 内線291]

平成29年度

差別をなくす強調月間行事予定

◎差別をなくす市民集会

- ▷とき 7月15日(土)
午後1時30分～3時30分
- ▷ところ さざんかホール 小ホール
- ▷講演 「夢と絆」 蓮池 薫さん

※申込不要、入場無料
※託児希望の人は、7月7日(金)までに、
人権施策課へ申し込んでください。



蓮池 薫さん

◎人権啓発ポスター・標語の展示 (小・中学生の応募市優秀作品)

- ▷とき 7月15日(土)※市民集会当日
- ▷ところ さざんかホール(小ホール前)

◎「ミニミニ」原爆展 (日本非核宣言自治体協議会)

- ▷とき 7月3日(月)～13日(木)
- ▷ところ 市役所1階ロビー

◎人権相談

- ▷とき 7月25日(火) 午後1時～4時
- ▷ところ 総合福祉会館

- ▷相談員 葛城人権擁護委員
- ▷問合せ先 人権施策課(内線292)

◎各館の行事

●東部人権文化センター(曙町隣保館)

- ▷とき 7月5日(水)～7日(金)
- 「人権パネル展」
人権啓発ポスターと標語の展示

●埴コミュニティセンター(埴青少年会館)

- ▷とき 7月11日(火)～13日(木)
- 「人権パネル展」
人権啓発ポスターと標語の展示

●東雲総合会館

- ▷とき 7月19日(水)～21日(金)
- 「人権パネル展」
人権啓発ポスターと標語の展示

●西部子ども会館(市場青少年会館)

- ▷とき 7月25日(火)～27日(木)
- 「人権パネル展と作品展」
・人権啓発ポスターと標語の展示
・たんぽぽの会の作品展
・習字および、編み物教室作品
の展示
〔人権施策課 内線288〕

楽しいみんなの学習と交流

みんなの広場 ～未来～ 20周年

《夏のつどい》みんなの歌を、シンセサイザーで楽しもう!

- ▷とき 7月20日(木) 午後2時～4時(受付:午後1時30分から)
- ▷ところ さざんかホール 3階レセプションホール
- ▷内容 多彩な音色をだせるシンセサイザー(電子キーボード)で、リズムやメロディーを奏でながら、みんなの歌をうたいます。学習のためのシンセサイザーは、参加者にプレゼントします。
- ▷民族講師 김 강 자(キム・カンチャ)さん、唐 曉氷(タン ショウビン)さん、Carlo Hiroshi Ito(カルロ ヒロシイトウ)さん
- ▷対象 市内在住で、学齢期にある外国籍の子ども、両

親のどちらかが外国籍の子ども、両親またはどちらかが日本国籍取得者の子ども ※保護者も参加できます。

- ▷申込方法 7月13日(木)までに、市内各小・中学校、市立中央公民館、さざんかホール、葛城コミュニティセンター、コスモスプラザ(市民交流センター)、市立図書館、青少年会館、市学校教育課、市人権施策課にある申込用紙か、市ホームページ「イベント情報」からダウンロードした申込用紙に必要事項を書いて、各学校または市役所2階学校教育課(〒635-8511大字大中100-1)へ郵送、または持参。※土日は除く。

〔学校教育課 内線155〕